

広島県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、尾道市選挙管理委員会等から報告があった。

平成二十七年五月七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

| 施設の名称 | 所在地 | 取消年月日 |
|----------------|--------------------|-------------|
| 尾道市内郷ふれあい館 | 尾道市美ノ郷町三成三七二番地三 | 平成二七年四月二日 |
| 旧東生口小学校 | 尾道市因島原町一五九一番地一 | 平成二七年四月二日 |
| 旧南小学校 | 尾道市瀬戸田町荻二五七六番地一 | 平成二七年四月二日 |
| 府中市転作促進研修センター | 府中市鶉飼町六一番地一 | 平成二五年十一月七日 |
| 三次市文化会館 | 三次市三次町一六九一番地四 | 平成二七年三月三十一日 |
| 庄原市中川西生活改善センター | 庄原市川西町二二五六番地 | 平成二六年四月一日 |
| 庄原市富田生活改善センター | 庄原市川北町二三〇〇番地 | 平成二六年四月一日 |
| 庄原市山奥生活改善センター | 庄原市濁川町一一〇七番地 | 平成二六年四月一日 |
| 大田集会所 | 東広島市安芸津町大田八二五番地五 | 平成二六年六月三〇日 |
| 安芸津人権センター | 東広島市安芸津町木谷三二一六三番地一 | 平成二七年二月一日 |
| 白市長寿会館 | 東広島市高屋町白市一一〇八番地一 | 平成二七年四月一日 |
| 河戸区民体育館 | 東広島市河内町河戸二二四四番地二 | 平成二七年四月一日 |
| 海田老人集会所 | 安芸郡海田町中店八番三三三号 | 平成二六年四月一日 |